

## 臨時検査

令和5年度は、水道法第20条第1項に基づく臨時検査について、「令和5年度水質検査計画」に掲げた事由に当てはまる事案がなかったため実施していません。

## 放射性物質測定結果

放射性物質の測定は、『福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画』（最終改定：平成24年10月1日）に基づき、県により実施されています。

採水日	すりかみ浄水場出口			茂庭地区 給水栓 (旧茂庭地区簡易水道)		
	放射性ヨウ素	放射性セシウム		放射性ヨウ素	放射性セシウム	
	$I^{131}$	$Cs^{134}$	$Cs^{137}$	$I^{131}$	$Cs^{134}$	$Cs^{137}$
平成23年3月29日	7.4	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月1日	4.9	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月4日	7.2	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月6日～ 令和6年3月31日	ND	ND	ND	ND	ND	ND

採水日	土湯地区 給水栓 (旧土湯簡易水道)			高湯地区 給水栓 (旧高湯簡易水道)		
	放射性ヨウ素	放射性セシウム		放射性ヨウ素	放射性セシウム	
	$I^{131}$	$Cs^{134}$	$Cs^{137}$	$I^{131}$	$Cs^{134}$	$Cs^{137}$
平成23年3月29日	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月1日	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月4日	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平成23年4月6日～ 令和6年3月31日	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※「ND」: 検出限界値未満

検査頻度は以下の通り。

平成23年3月29日～4月4日 3日に1回

平成23年4月5日～10月2日 2日に1回

平成23年10月3日～平成24年2月5日 3回／週

平成24年2月6日以降 1回／週

※令和5年度 分析条件: 分析機器:ゲルマニウム半導体検出装置  
検出限界値: 1Bq/kg未満